

令和4年3月17日
独立行政法人国民生活センター

電動キックボードでの公道走行に注意

—公道走行するためには運転免許や保安基準に適合した構造及び保安装置が必要です—

1. 目的

キックボード（車輪付きの板）に電動式のモーター（原動機）を取り付けて、立った状態で運転する、いわゆる「電動キックボード」や「電動キックスケーター」（以下、「電動キックボード」^{（注1）}とする。）が販売されています。電動キックボードの中には公道を走行できるものもあり、新たなモビリティとして注目されています。通常のキックボードは遊具と位置付けられ、車道・歩道問わず交通の頻繁な場所での使用が禁止されている一方、電動キックボードは電動式の原動機（モーター）により走行し、原動機の定格出力によって区分され、0.6kW 以下であれば、道路運送車両法上は第一種原動機付自転車^{（注2）}に該当し、歩道で走行することは禁止されています。公道を走行する際は、道路運送車両の保安基準に適合した制動装置、前照灯、後写鏡等の構造及び装置を備えていることが必要です。さらに、ナンバープレート（標識番号標）の表示、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入、運転免許の保有とヘルメットの着用も必要です。こうした中、道路運送車両の保安基準に適合しないもので走行中の交通事故や道路交通法違反についての報道が増えており、消費者の中には法的な位置付けや乗車方法などを正しく理解していない人がいるものと危惧されます。

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）^{（注3）}には、2016 年度以降、電動キックボードに関する相談は 124 件^{（注4）}あり、このうち少なくとも 7 件は危害を伴った内容で、9 件は公道走行の可否に関するものでした。

そこで、電動キックボードの公道走行について正しい情報をまとめるとともに、現在、公道走行ができるとうたわれて販売されているものの構造及び装備等を調査し、消費者へ情報提供することとします。

（注1）本公表の内容は、前輪、後輪にそれぞれ 1 輪ずつ、合計 2 つの車輪を装備したものを前提とします。

（注2）排気量や定格出力により第一種原動機付自転車と第二種原動機付自転車に分かれています。

（注3）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。

（注4）2016 年 4 月以降受付、2022 年 1 月末日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。件数は特別に精査したものです。

2. テスト実施期間

検体購入：2021 年 11～12 月

テスト期間：2021 年 11～2022 年 3 月

3. 電動キックボードについて

電動キックボードとは、キックボードに原動機（電動モーター）を装備したもので、手軽に乗れる新たなパーソナルモビリティとして注目されている乗り物です（写真1参照）。

歩道を走行することはできず、公道を走行する場合、搭載している電動モーターの定格出力により区分（表1参照）され、道路交通法の区分に応じて原動機付自転車等の運転免許の保有が必要になります。また、道路運送車両法の区分（表2参照）に応じた保安装置も必要になります。なお、最高速度が20 km/h未滿の車両では、必須装備が異なります（写真2参照）。

電動キックボードを取り巻く概況

産業競争力強化法に基づく新事業活動計画が関係省庁（国家公安委員会、経済産業省、国土交通省）から認定^(注5)され、特例電動キックボードの通行に関する安全性等についての事業が実施されています。本事業では、道路交通法上では小型特殊自動車に該当し、ヘルメットの着用が任意となる等、一般に販売されている電動キックボード等とは、一部該当の区分が異なります。

(注5) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/mobility/index.html



写真1. 走行中の電動キックボード

表1. 道路交通法上の区分

原動機		道路交通法			
定格出力	同区分の (排気量)	車両区分	免許区分	最高速度 ^(注6)	通行区分 その他
0.6kW 以下	(0～50 cc)	原動機付自転車 (原付)	原動機付自転車 (原付)	30 km/h	第一通行帯 ^(注7) 二人乗り不可 二段階右折 ^(注8)
0.6kW 超～1.0kW	(51～125 cc)	普通自動二輪車 (普通二輪)	普通自動二輪車 (小型限定)	60 km/h	高速道路 通行禁止 自動車専用道路 通行禁止
1.0kW 超～20kW	(126～250 cc)		普通自動二輪車 (普通二輪)	60 km/h	—

(注6) 一般道路において、標識や標示で指定されていない場合の最高速度。

(注7) 複数車線のある道路では一番左側の車線となります。

(注8) 進行方向の車線が三車線以上の道路で、二段階右折禁止の標識が出ていない交差点では原動機付自転車は二段階右折をしなければなりません。

表 2. 道路運送車両法上の区分

原動機		道路運送車両法	
定格出力	同区分の (排気量)	区分	車両の大きさ
0.6kW 以下	(0~50 cc)	自転車	第一種原動機付自転車 (通称「原付」)
0.6kW 超~1.0kW	(51~125 cc)		第二種原動機付自転車 (通称「原付2種」)
1.0kW 超~20kW	(126~250 cc)	自動車	二輪の軽自動車



※最高速度 20 km/h 未満の車両には必須装備ではありません (番号灯、尾灯、制動灯、方向指示器、速度計)

写真 2. 電動キックボード (定格出力 0.6kW 以下) に必要な主な保安装置 (10 種類)

4. PIO-NET に寄せられた相談情報

PIO-NET には 2016 年度以降^(注9)、電動キックボードに関する相談が、124 件（購入に関する内容を含む）寄せられ、このうち少なくとも 7 件は危害を伴った内容で、9 件は公道走行可否に関するものでした（2022 年 1 月末までの登録分）[事例中の（ ）内は相談者の属性]。事例の一部を以下に示します。

(注 9) 2022 年 1 月末までの登録分。

(1) 危害を伴った事例

【事例1】

電動キックボードの無料体験をしないかと声を掛けられた。操作方法を簡単に説明され、公道に出た。急な坂道を上っていたら、車が出てきたので急ブレーキをかけたところ、弾き出されて転倒し、足にすり傷を負った。

(2020年11月受付、50歳代、女性)

【事例2】

電動キックボードで走行中、突然モーターがロックしたような衝撃があり、はずみで転倒し左足の脛と右膝の内側が腫れ、右肘にすり傷ができた。

(2020年8月受付、40歳代、女性)

(2) 公道走行可否に関する事例

【事例3】

電動キックボードの購入を検討している。公道走行可否について販売店により書いてあることが違う。検討品が走行可能か知りたい。

(2021年5月受付、20代、男性)

【事例4】

公道を走れる電動キックボードのネット広告を見て警察に相談。原動機付自転車に該当しナンバープレートの取得等が必要と言われた。虚偽の表示に納得できない。

(2020年6月受付、30代、女性)

【事例5】

購入前に、販売事業者から、運転免許の必要はなく公道で走行できると説明を受け、息子が電動キックボードを購入した。警察に問い合わせたところ、公道を走行することは出来ないとされた。返品を申し出たが販売事業者には「公道を無免許で走行できる。一度購入した商品を返品することは出来ない」とされた。

(2019年11月受付、50代、女性)

【事例6】

公道走行可能と表示された電動キックボードを購入。走行不可と知り返品希望。

(2019年11月受付、20代、男性)

5. テスト対象銘柄

公道走行ができるとうたわれ、第一種原動機付自転車（定格出力0.6kW以下）に該当し、インターネット通信販売の大手ショッピングモールで売上ランキング等が上位であった銘柄のほか、国民生活センター相模原事務所近郊の実店舗で販売されていた、電動キックボード8銘柄をテスト対象としました。また、公道走行できることが明確な電動スクーター^(注10)（第一種原動機付自転車に該当）1銘柄も参考品としてテストを実施しました（表3、写真3参照）。なお、テスト結果はテストのために購入した商品のみに関するものです。

（注10） 型式認定原動機付自転車。

表3. テスト対象銘柄

銘柄 No.	銘柄名 型式	製造または販売事業者	車輪径 前/後 輪	定格出力	購入価格 (税込)
1	COSWHEEL EV SCOOTER 表示なし	株式会社 Acalie (法人番号 8180001130201)	6.5 / 6.5 inch	0.5kW	¥123,500
2	E-KON grande2.0 JE-G48V350	合同会社 E-KON (法人番号 8011603002795)	6.5 / 6.5 inch	0.35kW	¥96,690
3	X-TRACK S1 X666-S1	株式会社エア (法人番号 1430001081516)	6.5 / 6.5 inch	0.6kW	¥111,000
4	J-MAX G-30	株式会社オオトモ (法人番号 1120101024216)	6.5 / 6.5 inch	0.35kW	¥176,000
5	HI-FLYING H100	株式会社ベルクレール (法人番号 3010401133659)	20 / 16 inch	0.35kW	¥119,800
6	Hill Stone od510	万方商事株式会社 (法人番号 3290001055004)	8.5 / 8.5 inch	0.5kW	¥44,800
7 ^(注11)	Airbike elkick scooter	日本タイガー電器株式会社 (法人番号 5120901011731)	8.5 / 8.5 inch	0.35kW	¥41,800
8 ^(注11)	FUGU MF-EKRA01-BK /4589490375486	株式会社 FUGU INNOVATIONS JAPAN (法人番号 7020001111498)	8.5 / 8.5 inch	0.25kW	¥43,780
参考品 ^(注12)	E-Vino SY11J (型式認定番号 ZAD-SY11J)	ヤマハ発動機販売株式会社 (法人番号 5120901011731)	10 / 10 inch	0.58kW	¥259,600

（注11） 最高速度が20 km/h未満の車両。

（注12） 型式認定原動機付自転車。










<p>No. 1</p> 	<p>No. 2</p> 
<p>No. 3</p> 	<p>No. 4</p> 
<p>No. 5</p> 	<p>No. 6</p> 
<p>No. 7</p> 	<p>No. 8</p> 
<p>参考品</p> 	

写真 3. テスト対象銘柄

6. テスト結果

(1) 保安装置の調査

1) 最高速度と速度計の指示速度

1 銘柄で速度計の指示速度が計測した走行速度よりも下回り、他の 1 銘柄では大きな誤差がありました

平坦な舗装路面で走行時の最高速度を計測し、その時の車両に付属している速度計を調査しました。現在製造されている原動機付自転車の速度計は、指示速度が実際の走行速度を下回ってはならず、かつ、著しい誤差があってはなりません。しかし、1 銘柄 (No. 6) は、計測した走行速度よりも速度計の指示速度が下回っており、1 銘柄 (No. 3) の速度計は、計測した走行速度よりも速度計の指示速度が約 15 km/h 上回っており、大きな誤差がありました。

表 4. 最高速度の計測結果

	銘柄 No.								
	1	2	3	4	5	6	7	8	参考品
計測した走行速度 (km/h)	36	35	34	24	34	26	19	18	43
速度計の指示速度 (km/h)	38	39	49	25	35	25	19	19	49

2) 定格出力表示

原動機の定格出力表示は全銘柄とも 0.6kW 以下でした

搭載された原動機の定格出力^(注 13)の表示を調査した結果 (表 5 参照)、No. 3 が 0.6kW で最も大きく、No. 8 が最も小さく 0.25kW でした。なお、定格出力表示は全銘柄とも販売証明書にあったほか、販売サイトや取扱説明書にもありましたが、車両本体にはありませんでした。

(注 13) 製造事業者が独自に定めるもので、熱などを考慮し、破損せずに連続運転できる値。

表 5. 付属している原動機の定格出力の表示

	銘柄 No.								
	1	2	3	4	5	6	7	8	参考品
定格出力表示 (kW)	0.50	0.35	0.60	0.35	0.35	0.50	0.35	0.25	0.58

3) 保安装置の有無

全銘柄とも、公道走行するために必要な保安装置を装備していました

10 種類 (写真 2 参照) の保安装置について、有無を調査したところ、全銘柄とも購入した状態で必要な保安装置を装備していました (表 6 参照)。なお、最高速度が 20 km/h 未満の No. 7、8 は、番号灯、尾灯、制動灯、方向指示器、速度計の装備が必須ではありません。

表 6. 調査を実施した保安装置 10 種類

保安装置	銘柄 No.								参考品	
	1	2	3	4	5	6	7	8		
制動装置	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
前照灯	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
後部反射器	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
警音器	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
後写鏡	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
番号灯 ^(注 14)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり ^(※)	あり ^(※)	あり	あり
尾灯 ^(注 14)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり ^(※)	あり ^(※)	あり	あり
制動灯 ^(注 14)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
方向指示器 ^(注 14)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
速度計 ^(注 14)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり ^(※)	あり ^(※)	あり	あり

(注 14) 最高速度が 20 km/h 未満の車両は必須装備ではありません。

※ 必須装備ではありませんが装着されていました。

4) 保安装置の基準性能

速度計を除く 9 種類の保安装置の性能について、主要な内容を道路運送車両の保安基準を準用して調査しました（テスト方法は「11. テスト方法」、詳細なテスト結果は「12. テスト結果詳細」を参照）。

① 制動装置について

1 銘柄で道路運送車両法に定める基準よりも停止距離が長くなりました

制動性能試験は、車両毎の最高速度から試験速度と基準の停止距離を算出し、実施します。そこで銘柄毎の条件で制動を行い、停止までの距離を計測した結果、1 銘柄 (No. 8) で前輪のみで制動した場合は、基準の停止距離よりも 22% 伸びました (表 7 参照) ※。

表 7. 制動距離の計測結果

	銘柄 No.								参考品
	1	2	3	4	5	6	7	8	
制動開始から 停止まで	○	○	○	○	○	○	○	× [※]	○

※ 前輪のみの制動時に約 22% の距離超過

②前照灯について

1 銘柄で走行中に消灯できてしまう構造であったうえ、視認性が不足していると考えられました

現在製造されている原動機付自転車は、走行中（原動機が作動している場合）に消灯できない構造でなければなりません。しかし、1 銘柄（No. 6）の前照灯は消灯できるスイッチがハンドル付近に設置されており、走行中でも消灯できてしまう構造でした（表 8、写真 4 参照）。また、夜間に前照灯で前方 40m の障害物を確認するテストを行った結果、1 銘柄（No. 6）の前照灯では、障害物を認識し難いと考えられました（表 8、写真 5 参照）。

表 8. 前照灯テストの結果

	銘柄 No.								参考品	
	1	2	3	4	5	6	7	8		
走行中に消灯できない構造	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
夜間に前方 40m の障害物を確認	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	確認し 難い	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可



写真 4. 前照灯の様子 (No. 6)

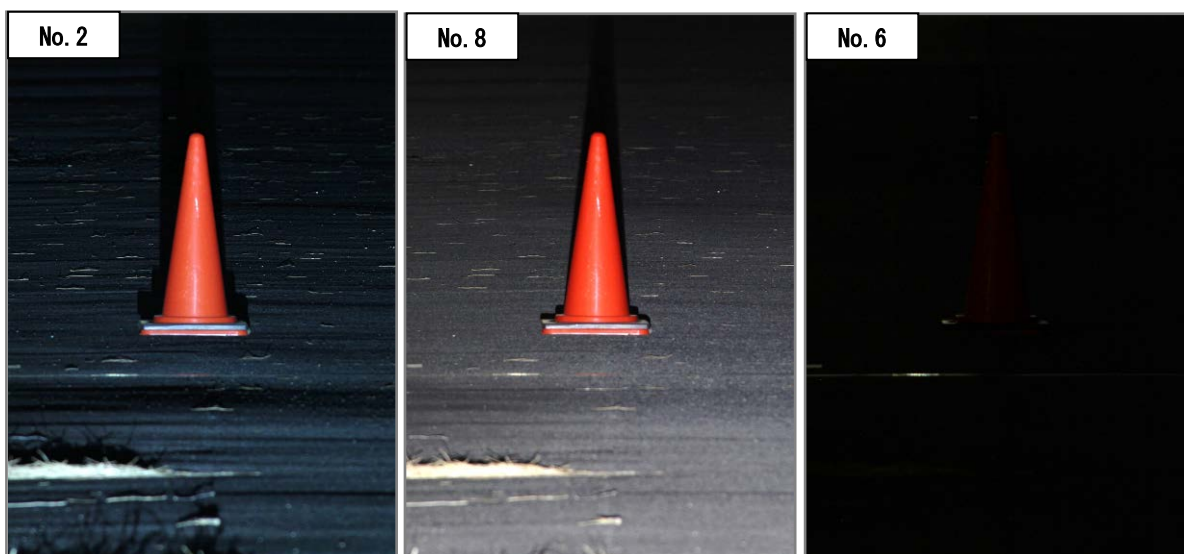


写真 5. 前方 40m のカラーコーンを確認できた前照灯の例 (No. 2, 8) と確認し難かった前照灯 (No. 6)

③後部反射器について

4 銘柄で反射性能が不足していると考えられました

夜間に後方から後部反射器へ照射した光の反射光を確認した結果、4 銘柄 (No. 1、3、5、6) では、反射光が認識し難いと考えられました。このうち1 銘柄 (No. 6) では、後側から見た際に後部反射器がフレーム等によって覆われる位置に取り付けられていました (表 9、写真 6 参照)。

表 9. 後部反射器テストの結果

	銘柄 No.								参考品
	1	2	3	4	5	6	7	8	
夜間に 100m から照射光に対する反射光を確認	確認し 難い	○ 確認可	確認し 難い	○ 確認可	確認し 難い	確認し 難い	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可

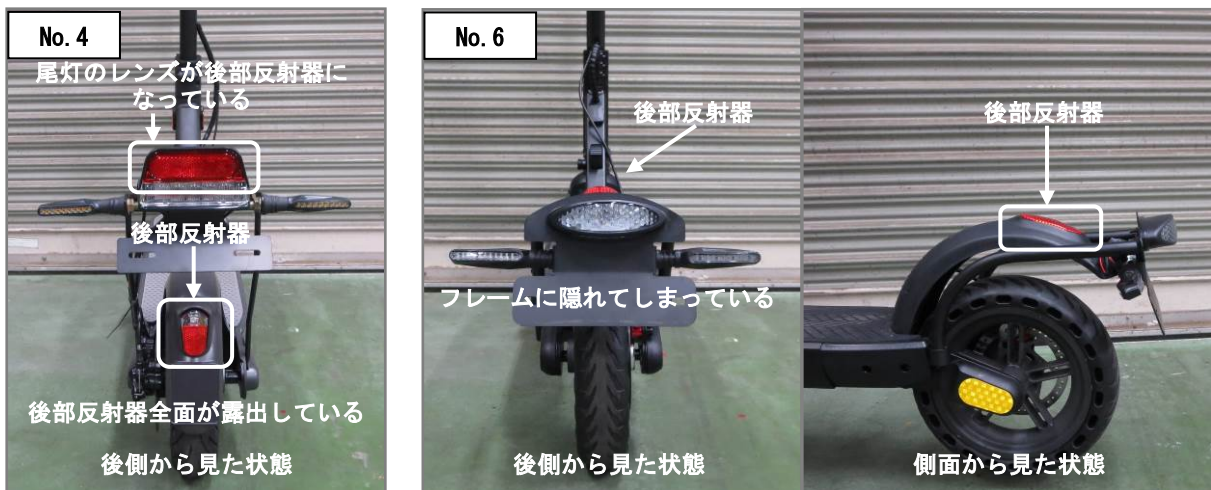


写真 6. 後方から確認可能な後部反射器の例 (No. 4) と見え難い位置の後部反射器 (No. 6)

④方向指示器について

2 銘柄で視認性が不足していると考えられました

昼間に 100m 離れた位置から方向指示器の点灯を確認した結果、2 銘柄 (No. 2、6) は、前方、後方、ともに点灯を認識し難いと考えられました (表 10、写真 7 参照)。

表 10. 方向指示器テストの結果

	銘柄 No.								参考品
	1	2	3	4	5	6	7	8	
前方 100m から点灯を確認	○ 確認可	確認し 難い	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	確認し 難い	装備 なし (注 15)	装備 なし (注 15)	○ 確認可
後方 100m から点灯を確認	○ 確認可	確認し 難い	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	確認し 難い	装備 なし (注 15)	装備 なし (注 15)	○ 確認可

(注 15) 最高速度が 20 km/h 未満の車両には必須装備ではなく、装備されていませんでした。

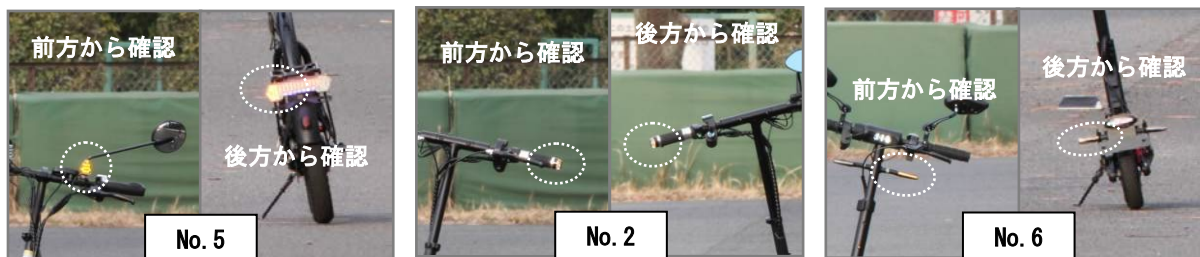


写真 7. 点灯確認できた方向指示器の例 (No. 5) と確認し難かった方向指示器 (No. 2、6)

⑤警音器について

6 銘柄で警音器の音の大きさが不足していました

前方 7m の位置から警音器の音の大きさを計測したところ、6 銘柄 (No. 1、3、4~7) は基準の大きさよりも不足していました (表 11 参照)。

表 11. 音量テストの結果

	銘柄 No.								
	1	2	3	4	5	6	7	8	参考品
音の大きさ (dB)	80	89	79	78	72	60	81	85	87
83dB 以上 112dB 以下	不足	○	不足	不足	不足	不足	不足	○	○

⑥後写鏡について

3 銘柄で後写鏡の大きさが不足していました

後写鏡の鏡面について、円形の形状では直径が 94 mm 以上、150 mm 未満で、円形以外の形状では直径 78 mm の円を内包し、120 mm × 200 mm の長方形が内包しない大きさであるかを確認したところ、3 銘柄 (No. 6、7、8) の鏡面の大きさが不足していました (表 12 参照)。

表 12. 後写鏡の視認性確認テストの結果

	銘柄 No.								
	1	2	3	4	5	6	7	8	参考品
鏡面の大きさ	○	○	○	○	○	不足	不足	不足	○

⑦番号灯について

1 銘柄で視認性が不足していると考えられました

夜間に後方 8m の距離から標識の番号等を確認できるかを調査したところ、1 銘柄 (No. 2) は、認識し難いと考えられました (表 13 参照)。

表 13. 番号灯の視認性確認テストの結果

	銘柄 No.								参考品	
	1	2	3	4	5	6	7	8		
夜間に後方 8m から番号等を確認	○ 確認可	確認し 難しい	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	対象外 ^(注16)	対象外 ^(注16)	○ 確認可

(注 16) 最高速度が 20 km/h 未満の車両は必須装備ではないため、調査の対象外としました。

⑧尾灯について

1 銘柄で走行中に消灯できてしまう構造でした

現在製造されている原動機付自転車は、走行中（原動機が作動している場合）に消灯できない構造でなければなりません。しかし、1 銘柄（No. 6）の尾灯は消灯できるスイッチがハンドル付近に設置されており、走行中でも消灯できてしまう構造でした。なお、夜間に後方 300m から尾灯の点灯を確認できるかを調査したところ、認識できなかった銘柄はありませんでした（表 14 参照）。

表 14. 尾灯の点灯確認テストの結果

	銘柄 No.								参考品
	1	2	3	4	5	6	7	8	
走行中に消灯できない構造	○	○	○	○	○	×	対象外 ^(注16)	対象外 ^(注16)	○
夜間に後方 300m から点灯を確認	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可			○ 確認可

⑨制動灯について

2 銘柄で明るさが不足していると考えられました

昼間に後方 100m から制動灯の点灯を確認できるかを調査したところ、2 銘柄（No. 2、6）の制動灯の点灯は認識し難いと考えられました（表 15、写真 8 参照）。

表 15. 制動灯の点灯確認テストの結果

	銘柄 No.								参考品
	1	2	3	4	5	6	7	8	
昼間に後方 100m から点灯を確認	○ 確認可	認識し 難しい	○ 確認可	○ 確認可	○ 確認可	認識し 難しい	装備 なし ^(注15)	装備 なし ^(注15)	○ 確認可



写真 8. 点灯確認できた制動灯の例（No. 4）と確認し難かった制動灯（No. 2、6）

(2) 表示の調査

1) 公道走行に関わる説明表示

2 銘柄の取扱説明書には、ナンバープレートの取得等、公道走行に関する説明表示がありませんでした

テスト対象銘柄の電動キックボード8銘柄のうち、6銘柄（No. 1、2、4、6、7、8）の取扱説明書には、公道走行に関わる注意点やナンバープレートの取得方法についての説明表示が見られました（写真9参照）が、2銘柄（No. 3、5）には表示がありませんでした。

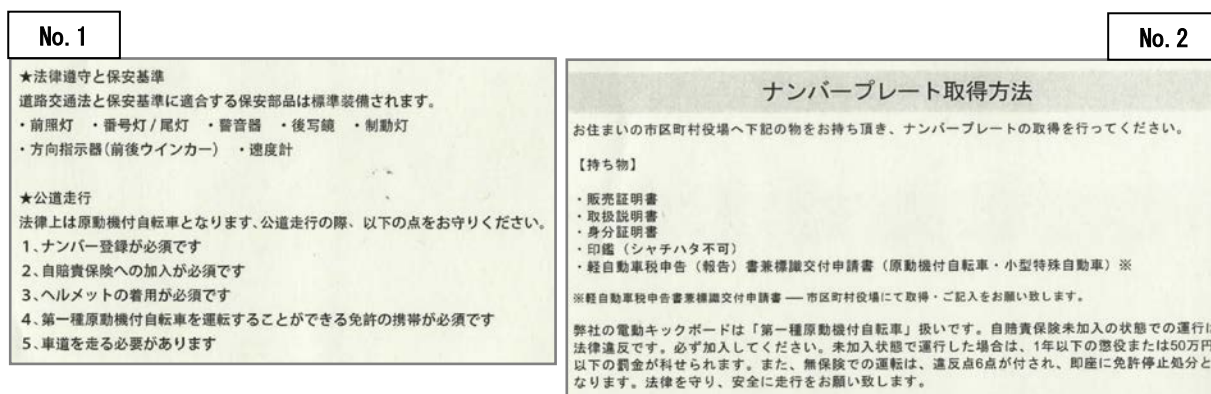


写真 9. 公道走行に関わる説明表示が見られた例

2) 特定電気用品の表示

4 銘柄の充電器には届出事業者名の表示がありませんでした

テスト対象銘柄の電動キックボード8銘柄のうち、7銘柄（No. 1～3、5～8）には、商用の交流の100Vを入力し直流を出力する充電器が付属していました。これらは、電気用品安全法に定められた特定電気用品の直流電源装置に該当します。製造・輸入事業者は、各種届出、登録検査機関による適合性検査を受けたうえで、商品に容易に消えない方法でPSEマーク及び法令で定められた表示を行う義務があります（図参照）が、4銘柄（No. 1、3、5、8）の充電器には、電気用品安全法で規定されている届出事業者の表示がありませんでした。

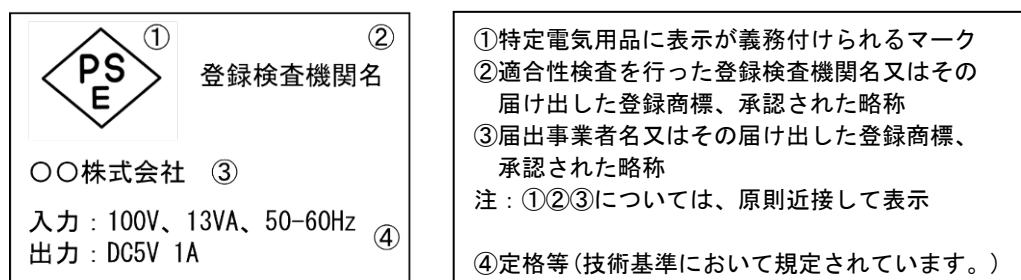


図. 特定電気用品の表示例（直流電源装置）

3) 雨天時の走行についての表示

5 銘柄で取扱説明書に雨天時の走行ができない旨の注意表示がありました。他の 3 銘柄には雨天時の走行可否や防水性能に関する表示がありませんでした

テスト対象銘柄の電動キックボード 8 銘柄のうち、5 銘柄 (No.2、4、5、7、8) の取扱説明書には、雨天時の走行に関する注意表示が見られ、濡れた路面等で走行することは適さない旨の内容が見られました (写真 10 参照)。他の 3 銘柄 (No.1、3、6) には、雨天時の走行に関する表示がなく、防水性能に関する表示もありませんでした。

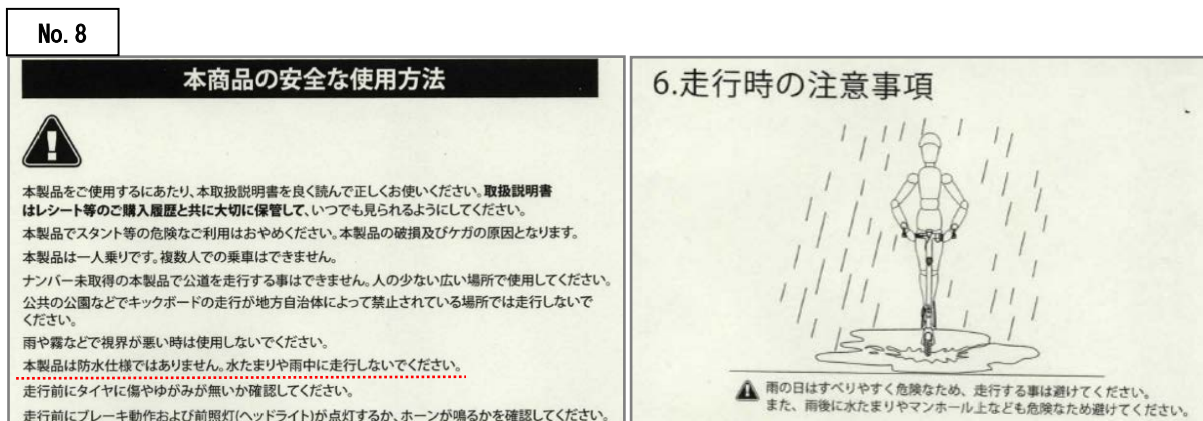


写真 10. 雨天時の走行に関する表示例 (No. 8)

(3) 方向指示器や制動灯のない銘柄での走行中の合図について

進行方向を合図しながらの片手運転では、乗車状態が不安定になりました

最高速度が 20 km/h 未満の車両の場合、方向指示器や制動灯は必須装備ではありませんが、右左折や停止を行う場合には、手の動作によって合図することが道路交通法で定められています。実際に合図しながら、右折走行、左折走行、停止を行った結果、片手運転となるため、乗車状態が不安定になりました (写真 11 参照)。特に停止状態から右左折を開始するような走行では、電動キックボードを片手で支えながら片足で路面を蹴るような動き出しになるため、非常に不安定になりました。



写真 11. 走行中に進行方向を合図している様子

(4) その他

1 銘柄で紛らわしい灯火類が装備されていました

1 銘柄 (No. 3) は、本来の制動灯と連動して橙色で点灯する灯火及び、本来の方向指示器と連動して赤色で点灯する灯火が装備されており、いずれも紛らわしいものでした。

7. 消費者へのアドバイス

- (1) 公道を走行する電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）は、第一種原動機付自転車に該当します。道路交通法の区分に応じた運転免許の保有とヘルメットの着用、道路運送車両法の区分に応じた保安基準に適合した構造及び保安装置、交付されたナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入等が必要となりますので必ず実施しましょう

電動キックボードを公道で走行する場合、付属している原動機の定格出力によって、第一種原動機付自転車や第二種原動機付自転車、自動二輪車等に分類されます。道路交通法の区分に応じた運転免許の保有とヘルメットの着用、道路運送車両法に応じた保安装置、地方税の納付申告により交付されたナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険もしくは自動車損害賠償責任共済への加入などが必要となります。公道で走行する前に必ず実施しましょう。

- (2) 公道を走行する目的で電動キックボードを購入する際には、道路運送車両の保安基準に適合した装置が装備されているか、購入した状態で公道を走行することができるかを必ず確認しましょう

電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）を公道で走行する場合は、第一種原動機付自転車に該当します。区分に応じた道路運送車両の保安基準を満たす性能を有した保安装置が必要になります。なお、最高速度が 20 km/h 未満の車両と 20 km/h 以上の車両とでは必要な装備が一部異なります。基準に適合していない電動キックボードで公道を走行した場合、法令違反となり、運転者が処罰の対象となります。購入する際は、道路運送車両の保安基準に適合した制動装置、前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、後部反射器、方向指示器、警音器、後写鏡、速度計といった装置が装備されているか、購入した状態で公道を走行することができるかを必ず確認しましょう。

- (3) 方向指示器がない電動キックボード（最高速度 20 km/h 未満）は右左折時に手の動作による合図が必要となります。交通量の多い交差点での右折時は降車して歩道を押して通行するなど、安全を優先しましょう

方向指示器がない電動キックボード（最高速度 20 km/h 未満）に乗車して公道で右左折を行う場合は、事前に周囲に進行方向や動き方を知らせるために手の動作によって合図することが道路交通法で定められています。合図しながら、片手で電動キックボードを運転する場合は、不安定になる可能性が高く、大変危険です。交通量の多い交差点での右折時は降車して歩道を押して通行するなど、安全を優先しましょう。

(4) 電動キックボードは、車両や車輪がコンパクトで、利便性が高い反面、凹凸や滑りやすい路面では不安定になる場合があります。走行には十分に注意しましょう

またがった状態で運転する一般的なスクーター等と比較して、立った状態で運転する電動キックボードは、車輪も小さく、シートもないことから、段差を超えたり、滑りやすい路面での走行では不安定になることが考えられます。また、濡れた路面や雨中の走行は故障の原因となる等、適さない旨の表示が見られた銘柄もありました。走行路面の状態等には十分に注意して走行しましょう。特に公道で走行する前には、安全な場所で十分に練習し、操作や走行特性を十分に理解したうえで使用しましょう。

(5) 夜間に走行する際は、できるだけ目立つ服装にしましょう

電動キックボードは、乗用車やトラック、他の自動二輪車と比べ、車体が小さいため、他の車両から見落とされやすいと考えられます。夜間に走行する場合にはよく目立つ色の服装にしたり、夜光反射材を服に付けるなどして周囲からの視認性をより向上させましょう。

(6) 第一種原動機付自転車に区分されてヘルメットの着用が義務付けられている一般の電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）と、産業競争力強化法に基づく新事業活動計画における電動キックボードでは法律上の区分が異なり、適用規則が異なります。正しい情報をよく理解し、法律に則った方法で使用しましょう

産業競争力強化法に基づき、事業内で使用される電動キックボードを小型特殊自動車と扱う等の特例措置が、国家公安委員会と国土交通省により整備されています。その特例措置を活用し、関係省庁（国家公安委員会、経済産業省、国土交通省）から認定された新事業活動計画において、複数の事業者が特例電動キックボードの通行に関する事業を行っています。一般に販売されている電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）は第一種原動機付自転車^(注 17)に区分されますが、本事業内の申請された事業エリアにおいては小型特殊自動車に分類し、ヘルメットの着用が任意となり、最高速度が 15 km/h となっています。その他、道路交通法上での扱いが、一般に販売されている電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）とは一部異なります。正しい情報をよく理解して、使用しましょう。なお、経済産業省ホームページにおいて、各事業者の事業の内容が公開されています^(注 18)。

(注 17) 国土交通省 道路運送車両の保安基準 (2021 年 4 月 28 日現在)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html

(注 18) 経済産業省 電動キックボード

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/mobility/index.html

8. 業界・事業者への要望

(1) 道路運送車両の保安基準の性能を満たしていない保安装置について、基準の性能を満たすよう改善を要望します

今回テスト対象とした電動キックボードの中には、道路運送車両の保安基準の性能を満たしていない保安装置を装備していた銘柄がありました。消費者が安心して安全に公道で走行できるよう、これらの銘柄を製造または販売している事業者は、保安基準に適合した車両になるよう改善を要望します。

(2) 車両付属の充電器の表示に不備があった銘柄は、関連法令を遵守し、適切に表示するよう改善を要望します

今回テスト対象とした電動キックボードの中には、付属の充電器が、PSE マーク等の電気用品安全法に基づく表示に適合していないものがありました。PSE マークは同法令に基づく技術基準等に適合していることを示すマークであり、このPSE マーク及び定められた表示がなければ販売はできません。関連法令を遵守し、適切に表示するよう改善を要望します。

(3) 電動キックボードで公道を走行する際に必要な内容を継続的に消費者へ周知するよう要望します

今回テスト対象とした電動キックボード8銘柄中6銘柄には、公道走行する場合の説明表示がありましたが、2銘柄にはありませんでした。道路交通法の区分に応じた、運転免許の保有とヘルメットの着用、道路運送車両法の区分に応じた保安基準に適合した構造及び装置、地方税の納付申告により交付されたナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入といった必要な内容について、電動キックボードを販売する事業者は継続的に消費者へ周知するよう要望します。

(4) 公道走行ができるすべての電動キックボードに方向指示器を装備することを要望します

最高速度が20 km/h未満の電動キックボードには、道路運送車両法上、方向指示器の装備が必須ではありませんが、公道で右左折を行う場合は、事前に周囲に進行方向や動き方を知らせるために手の動作によって合図することが道路交通法で定められています。右左折時に合図しながら、片手で電動キックボードを運転した結果、乗車状態が不安定になり、危険であると感じられました。特に停止状態から右左折を開始するような走行では、電動キックボードを片手で支えながらの動き出しになるため、乗車が困難であると感じられました。最高速度が20 km/h未満の電動キックボードにも方向指示器を装備することを要望します。

(5) 消費者が実施できる走行前の点検方法や定期的なメンテナンスの作業方法を取扱説明書に分かりやすく表示し、組み立てに係るサポート、点検、修理をするサービスを併せて提供することを要望します

すべてのテスト対象銘柄で走行前に一部を組み立てる作業が必要でした。銘柄によっては、詳細な組み立て指示の説明がないものもありました。消費者が安心して安全に使用するために、組み立て方法や走行前の点検方法、定期的なメンテナンスの作業方法等について、取扱説明書に分かりやすく表示することを要望します。また、複雑な作業や消費者が作業に自信がない場合などには、組み立てのサポート、購入者が定期的な点検や、修理を受けられるサービスを併せて提供することを要望します。

9. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

公道で走行ができると表示した電動キックボードを消費者が安心して安全に使用するために、保安基準に適合した車両を販売するよう出品者への周知をお願いします

今回テスト対象とした公道走行ができると表示していた電動キックボードの中には、道路運送車両の保安基準の性能を満たしていない保安装置を装備していた銘柄がありました。消費者が安心して安全に使用するために、保安基準に適合した車両を販売するよう出品者への周知をお願いします。

10. 行政への要望

(消費者庁)

(1) 電動キックボードの特徴や、走行する場合の注意点について、消費者への周知啓発を要望します

またがった状態で運転する一般的なスクーター等と比較して、立った状態で運転する電動キックボードは、車輪も小さく、シートもないことから、段差を超えたり、滑りやすい路面での走行では不安定になることが考えられます。濡れた路面や雨中の走行は故障の原因となる等、適さない旨の表示があった銘柄もありました。また、最高速度が 20 km/h 未満の電動キックボードには方向指示器が必須装備ではありませんが、手の動作によって進行方向を合図することが道路交通法で定められています。消費者が電動キックボードについて、正しい知識や理解を得ることができ、かつ、より安全性の高い商品選択ができるよう、特徴や注意点等について周知啓発することを要望します。

(警察庁)

(2) 電動キックボードの道路交通法上での区分について、周知継続を要望します

一般に販売されている電動キックボードは定格出力の違いによって、原動機付自転車、普通自動二輪車に区分されます。今回テスト対象とした電動キックボード 8 銘柄中 6 銘柄で、公道走行する場合の説明表示がありました。道路交通法の区分に応じた、運転免許の保有とヘルメットの着用等について、消費者の理解促進のため、引き続き周知の継続を要望します。

(国土交通省)

(3) 電動キックボードの道路運送車両法上での区分について、周知継続を要望します

一般に販売されている電動キックボードは定格出力の違いによって、第一種原動機付自転車、第二種原動機付自転車、二輪の軽自動車に区分され、保安基準の内容が異なります。また、最高速度が20 km/h未滿の車両と20 km/h以上の車両とでは必要となる保安装置も異なります。消費者の理解促進のため、電動キックボードで公道走行する場合に必要な保安装置や道路運送車両法での区分について引き続き周知の継続を要望します。

(経済産業省)

(4) 車両付属の充電器の表示に適合しない銘柄を製造または販売している事業者に対し、関連法令を遵守し、適切に製造・輸入販売されるよう指導等を要望します

今回テスト対象とした電動キックボードの中には、付属の充電器において、電気用品安全法に基づく表示に適合しないものがありました。関連法令を遵守し、適切に製造・輸入販売されるよう事業者への指導等を要望します。

(5) 一般に販売されている電動キックボードと産業競争力強化法に基づく新事業活動計画における特例電動キックボードとの違いについて、周知継続を要望します

一般に販売されている第一種原動機付自転車に区分されている電動キックボード（定格出力0.6kW以下）と、限定したエリアで小型特殊自動車に該当し、ヘルメットの着用が任意となる等の産業競争力強化法に基づく新事業活動計画における特例電動キックボードは、法律上の適用が一部異なる点等について、消費者の理解促進のため、引き続き周知の継続を要望します。

○要望先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
警察庁	(法人番号 8000012130001)
国土交通省	(法人番号 2000012100001)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)
一般社団法人 日本電動モビリティ推進協会	(法人番号 9011005009414)

○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社	(法人番号 3040001028447)
ヤフー株式会社	(法人番号 3010001200818)
楽天グループ株式会社	(法人番号 9010701020592)

○情報提供先

内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
公益社団法人 日本通信販売協会	(法人番号 9010005018680)
一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会	(法人番号 8010005004343)
大手家電流通協会	(法人番号なし)
マイクロモビリティ推進協議会	(法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

1 1. テスト方法

いずれも閉鎖したテストコース内にて実施しました。

(1) 最高速度の調査

気温 15～16℃、湿度 30～40%、風速 2.4～3.1m/s の環境下で 60 kg の運転者が乗車し、平坦な舗装路を約 200m 走行し、最高速度を光電管^(注 19)により計測しました。計測は 4 回行い、平均値を算出しました。

(注 19) TAG Heuer 製 Professional Timing (CP540, HL-2-35)

速度計

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003. 9. 26】 より一部抜粋

次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

原動機付自転車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の原動機付自転車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10 (V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V₁は、原動機付自転車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V₂は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

上記を準用して算出しました。

(2) 制動装置の調査

別添98 原動機付自転車の制動装置の技術基準 より一部抜粋

3.2. 主制動装置 3.2.1. 常温時制動試験

試験原付車を90%V_{MAX}（V_{MAX}（最高速度）に0.9を乗じて得る値をいう。）±5km/hの制動初速度（V）から、200Nの操作力で主制動装置を操作することにより制動し、このときの停止距離を測定する。なお基準の停止距離は以下の式から算出する。

最高速度が50km/h以下の第1種原動機付自転車の場合

(ア)前輪のみの制動の場合 $S \leq 0.1 \cdot V + 0.0111 \cdot V_2$

(イ)後輪のみの制動の場合 $S \leq 0.1 \cdot V + 0.0143 \cdot V_2$

(ウ)連動ブレーキでの制動の場合 $S \leq 0.1 \cdot V + 0.0087 \cdot V_2$

(エ)連動ブレーキの補助ブレーキでの制動の場合 $S \leq 0.1 \cdot V + 0.0154 \cdot V_2$

Sは、停止距離の補正測定値（単位 m） Vは、規定制動初速度（単位 km/h）

最大で6回測定し、1回の結果が判定基準を満たせば適合となる。

積載状態（車両総重量以上、車両総重量に45kgを加えた重量以下）

上記を準用して、気温15～16℃、湿度30～40%、風速2.4～3.1m/sの環境下で60kgの運転者（装備品含む）が乗車し、最大で6回計測を行いました。

(3) 前照灯の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003. 9. 26】 より一部抜粋

第 260 条 (前照灯)

前照灯は、夜間前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

上記を準用して、夜間、照明のないテストコースに車両を停止させ、前照灯を点灯させ、前方40m先の路上にカラーコーン1個を設置し、確認できるかを調べました。確認できるかどうかは男性モニター5名(年齢30~44歳、平均37歳)が目視で判断しました。なお、前照灯の取付角度が上下で調整できる構造のものは、カラーコーンを最も確認しやすい角度にして実施しました。

(4) 後部反射器の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2015. 8. 16】 より一部抜粋

第 264 条 (後部反射器)

後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

上記を準用して、夜間、照明のないテストコースに車両を停止させ、後方100mから乗用車の走行用前照灯(60Wのハロゲン球×2個)で照射して、乗用車の座席から確認できるかを調べました。確認できるかどうかは男性モニター5名(年齢30~44歳、平均37歳)が目視で判断しました。

(5) 方向指示器の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2015. 6. 15】 より一部抜粋

第 265 条 (方向指示器)

方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

上記を準用して、晴れた昼間、日なたのテストコースに車両を停止させ、尾灯、番号灯を点灯させながら方向指示器を各々点灯させて前方100m、後方100mから確認できるかを調べました。確認できるかどうかは男性モニター5名(年齢30~44歳、平均37歳)が目視で判断しました。

(6) 警音器の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2016. 1. 20】 より一部抜粋

第 266 条

原動機付自転車の前方7mの位置において112dB以下87dB以上(動力が7kW以下の二輪の原動機付自転車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上)であること。

上記を準用して、気温15~16℃、湿度30~40%、風速2.4~3.1m/sの環境下で騒音計^(注20)により計測しました。

(注20) リオン株式会社製 NA-42S

(7) 後写鏡の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2016. 6. 17】より一部抜粋

第267条

次に掲げる後写鏡は、基準に適合しないものとする。

鏡面の面積が69cm²未満であるもの

円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの

その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

上記を準用して、各銘柄の鏡面の大きさを調査しました。

(8) 番号灯の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2003. 9. 26】より一部抜粋

第261条

一 原動機付自転車の番号灯は、夜間後方8mの距離からその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。

上記を準用して、夜間、照明のないテストコースに車両を停止させ、番号灯を点灯させてナンバープレートの番号等が確認できるかを調べました。確認できるかどうかは男性モニター5名（年齢30～44歳、平均37歳）が目視で判断しました。

(9) 尾灯の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2020. 5. 29】より一部抜粋

第262条

一 尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

上記を準用して、夜間、照明のないテストコースに車両を停止させ、後方300mから確認できるかを調べました。確認できるかどうかは男性モニター5名（年齢30～44歳、平均37歳）が目視で判断しました。

(10) 制動灯の調査

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2020.9.25】より一部抜粋

第263条

一 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。

上記を準用して、晴れた昼間、日なたのテストコースに車両を停止させ、尾灯、番号灯を点灯させながら制動灯を点灯させて、後方100mから確認できるかを調べました。確認できるかどうかは男性モニター5名（年齢30～44歳、平均37歳）が目視で判断しました。

12. テスト結果詳細

(1) 前照灯の調査

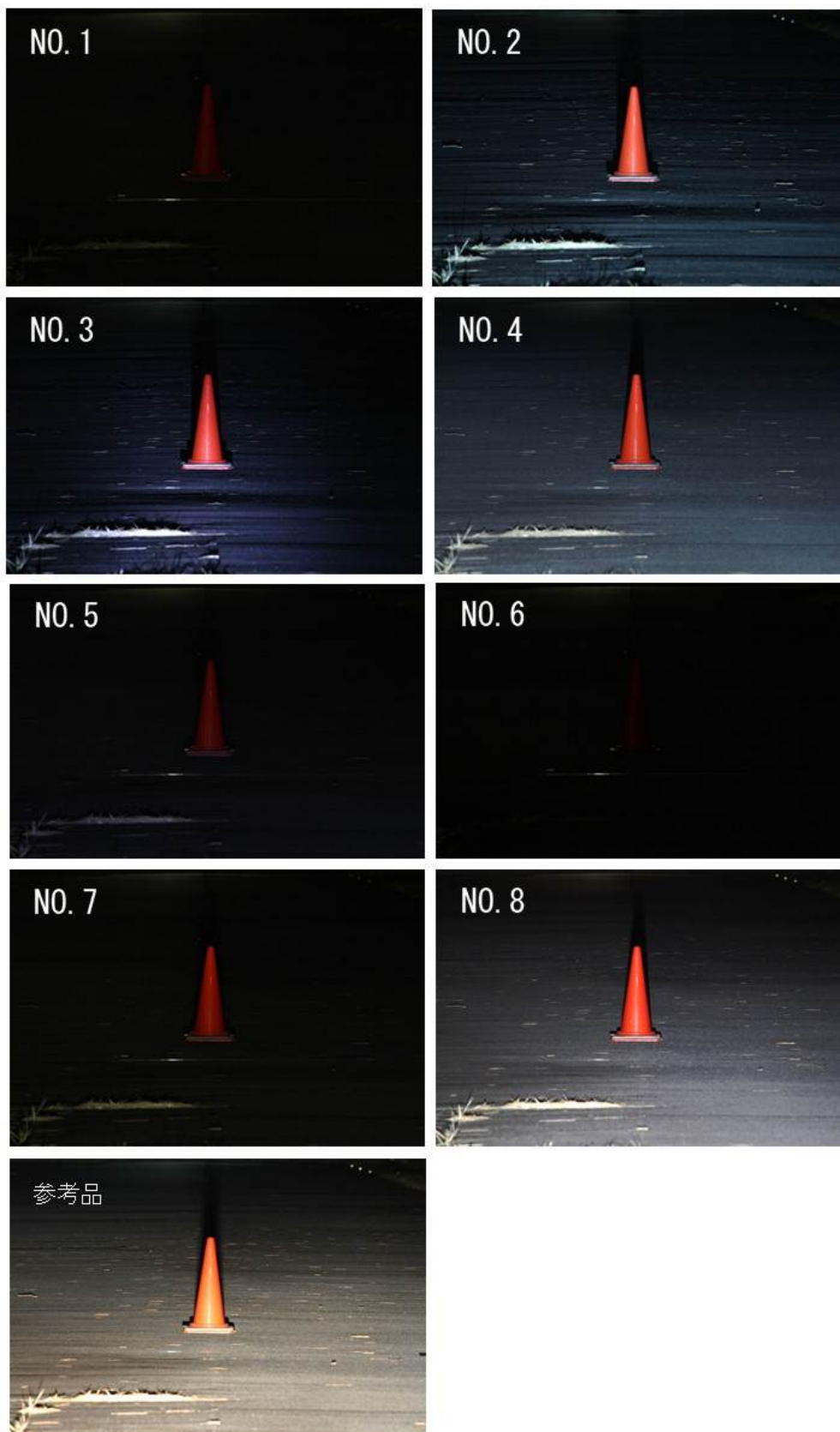


写真12. 前照灯で前方40mのカラーコーンを確認した様子 (No. 1~8、参考品)

(2) 後部反射器の調査

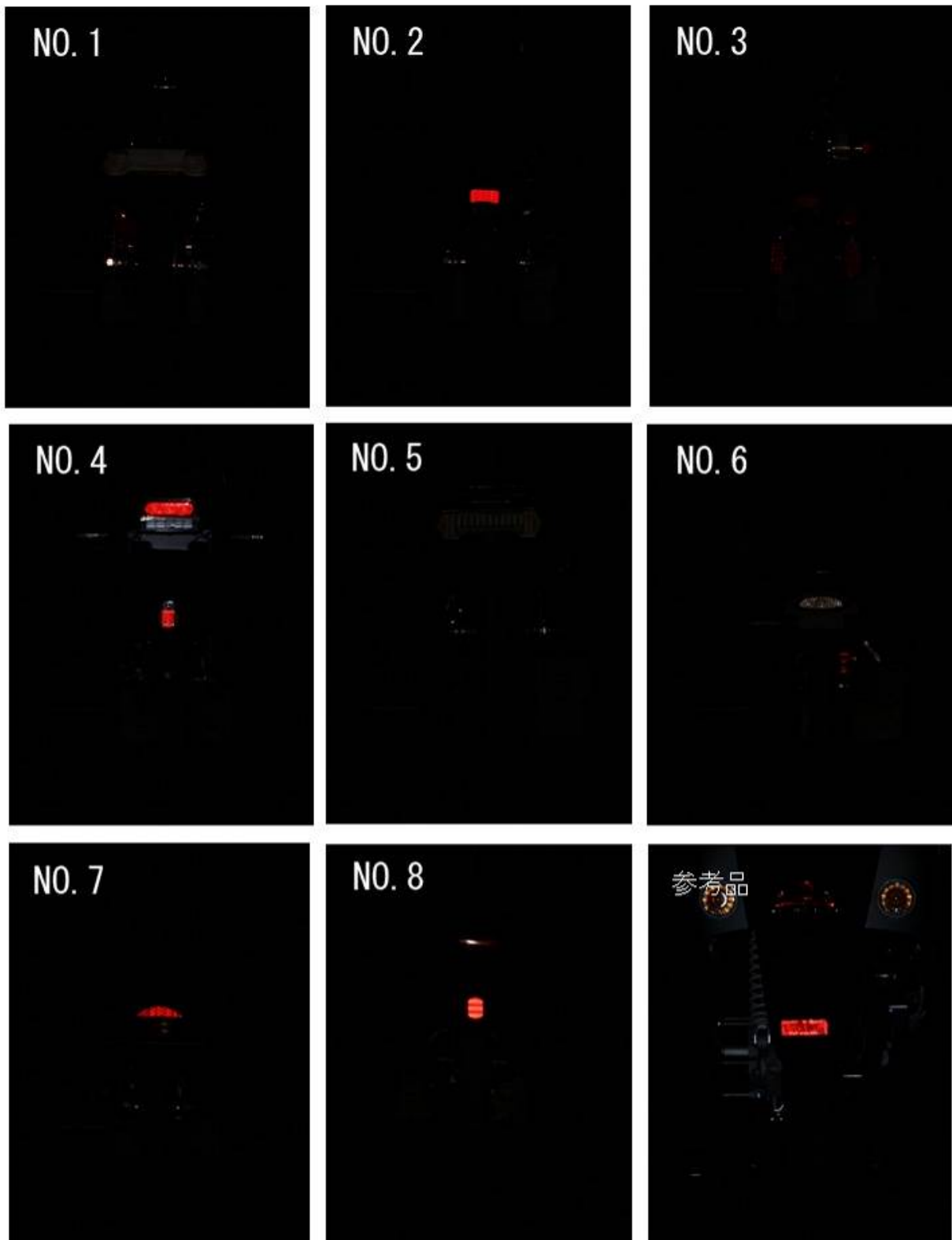


写真13. 後方100mから自動車の走行用前照灯で後部反射器を照射した様子 (No. 1~8、参考品)

(3) 方向指示器の調査

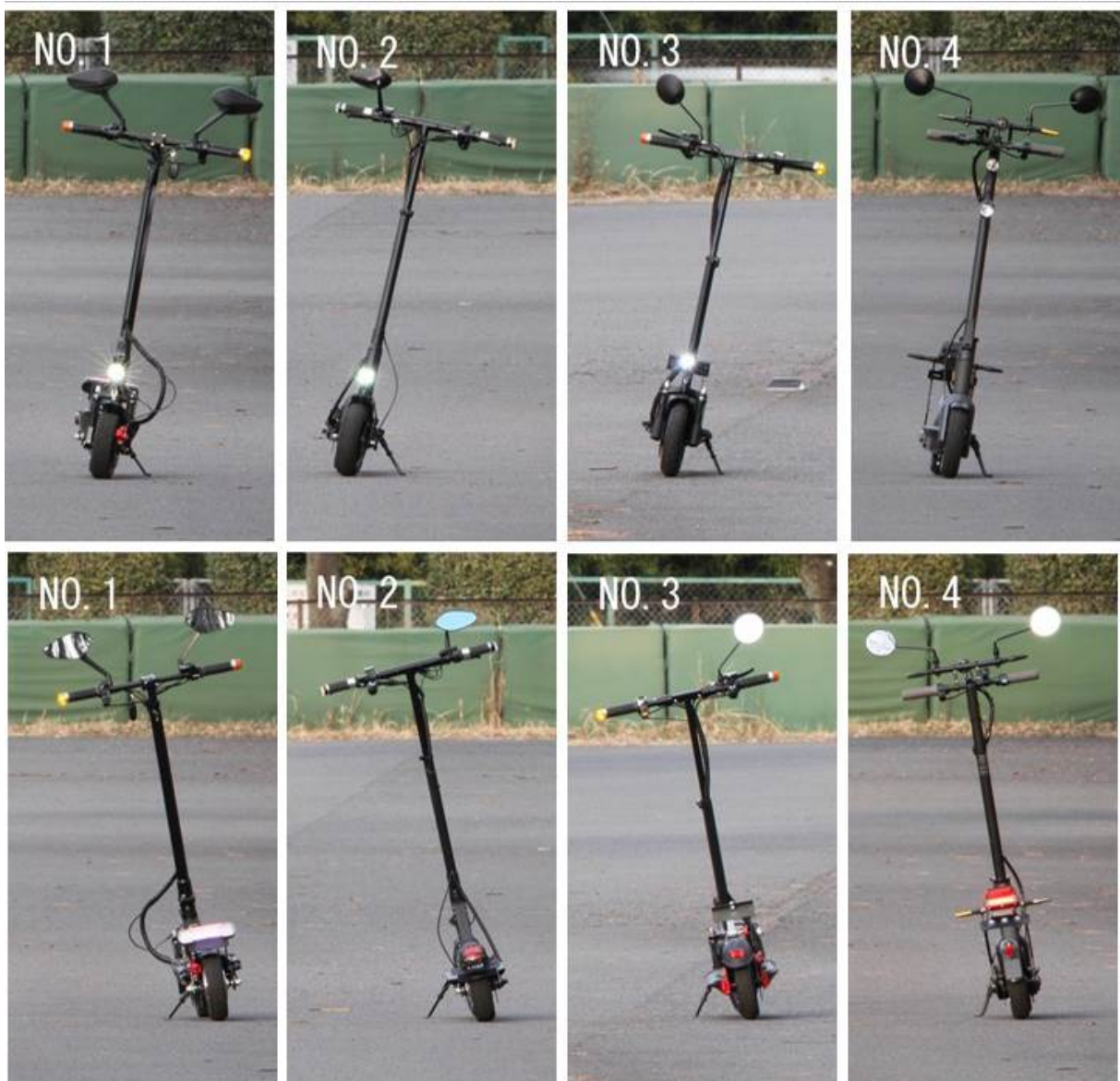


写真 14. 前方と後方から見た方向指示器の点灯の様子 (No. 1~4)



写真15. 前方と後方から見た方向指示器の点灯の様子 (No. 5、6、参考品)

(4) 後写鏡の調査

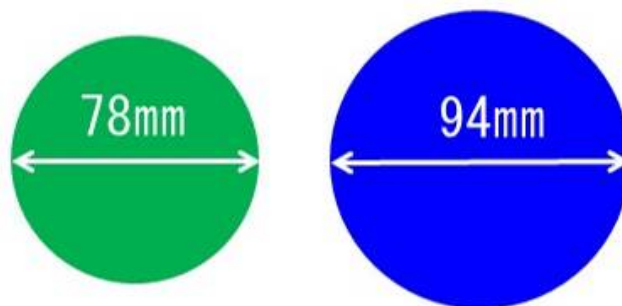
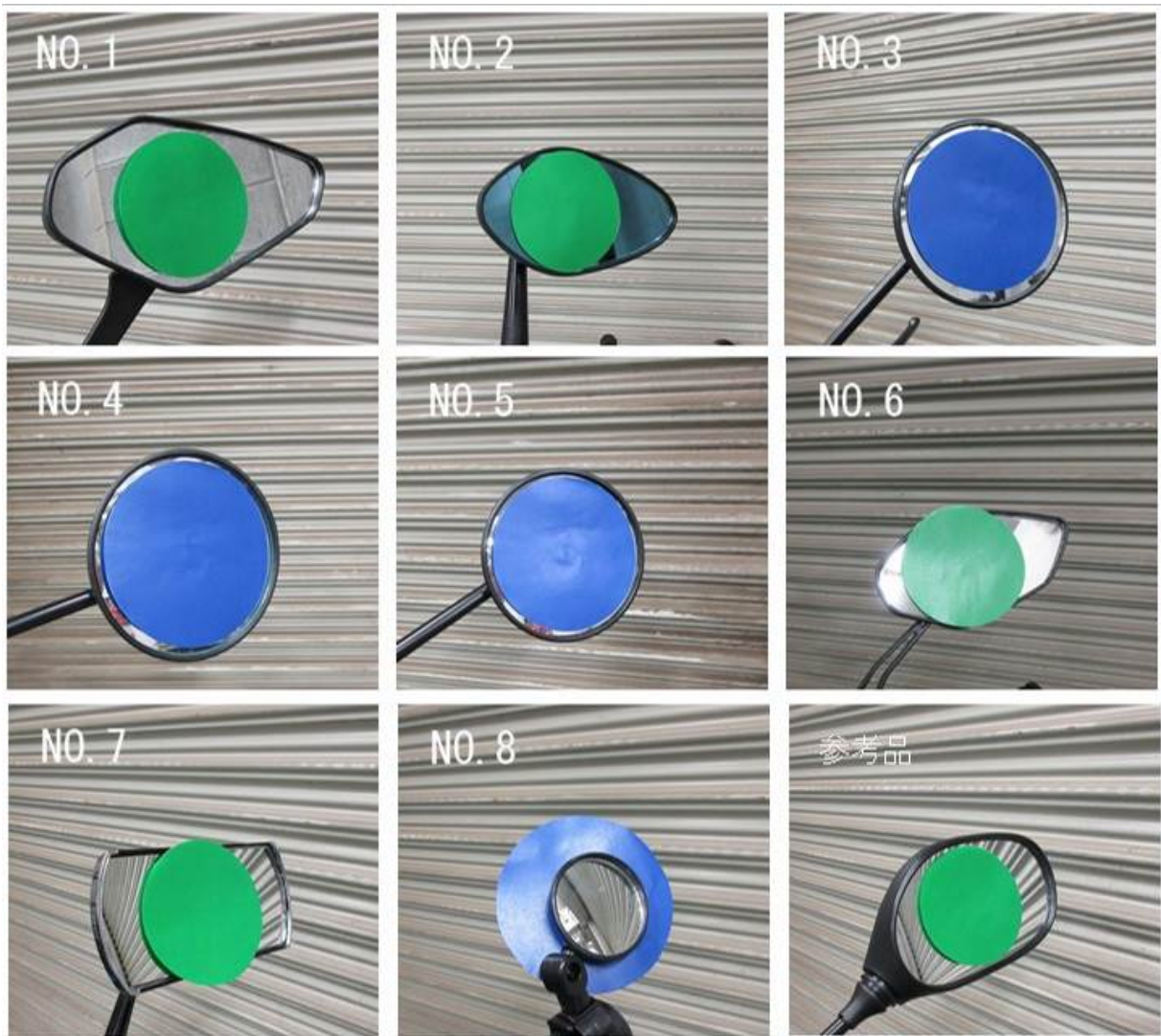


写真16. 後写鏡の大きさの様子 (No. 1~8、参考品)

(5) 番号灯の調査

試験条件を揃えるため、同一のナンバープレートを装着しました。



写真17. 番号灯の点灯の様子 (No. 1~6、参考品)

(6) 尾灯と制動灯の調査



写真 18. 尾灯と制動灯の点灯の様子 (No. 1~6、参考品)